

中野市政策研究所規程

(設置)

第1条 市政に関する総合的な調査研究を行うため、中野市組織規則（平成17年中野市規則第5号）第11条の規定により、中野市政策研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長が指定する市の政策の調査研究（以下「指定する研究等」という。）に関すること。
- (2) 市の政策の提言に関すること。
- (3) その他調査研究等に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 研究所は、所長、副所長及び研究員をもって組織する。

- 2 所長は副市長をもって充て、副所長は総務部長をもって充てる。
- 3 研究員は、職員のうちから市長が任命する。

(所長及び副所長)

第4条 所長は、研究所を代表し、研究所の所掌事務を掌理するとともに、研究所の構成員を指揮監督し、指定する研究等の成果の活用に関し関係する課等との調整を行う。

- 2 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 研究所の会議は、必要に応じて所長が招集する。

- 2 所長は、研究所の所掌事務に関し指導及び助言を受けるため、政策アドバイザーとして、学識経験のある者のうちから市長が依頼するものを招へいすることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 所長は、必要に応じてプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、所長が指名する研究員をもって構成する。
- 3 プロジェクトチームに、プロジェクトチームの調査研究等に関し指導及び助言を受けるため、専門アドバイザーとして、学識経験のある者のうちから市長が依頼するものを招へいすることができる。
- 4 プロジェクトチームに、民間の知見を得るため、客員研究員として、調査研究等に関し必要な

知識又は経験を有する者のうちから所長が依頼するものを招へいすることができる。

- 5 所長は、必要に応じてプロジェクトチームの会議に、指定する研究等に関する者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 研究所及びプロジェクトチームの事務を処理するため、事務局を置く。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。